

沿岸広域振興局長告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成22年11月30日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有芸田老線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町下有芸字目倉梨44番地先から28番2地先まで	新	m 16.4~8.9	m 93.0
	旧	14.5~5.5	93.0
下閉伊郡岩泉町下有芸字目倉梨28番2地先から26番3地先まで	新	15.3~7.7	143.0
	旧	13.2~4.5	143.0
下閉伊郡岩泉町下有芸字目倉梨23番1地先から22番3地先まで	新	6.8~4.6	10.0
	旧	4.7~4.3	10.0
下閉伊郡岩泉町下有芸字目倉梨50番1地先から22番1地先まで	新	12.9~7.4	49.0
	旧	11.6~5.2	49.0
下閉伊郡岩泉町下有芸字目倉梨2番4地先内	新	21.4~11.2	41.0
	旧	21.4~4.8	41.0
下閉伊郡岩泉町下有芸字目倉梨2番4地先から2番1地先まで	新	38.1~7.0	176.0
	旧	38.1~7.0	176.0
下閉伊郡岩泉町下有芸字肘葛64番3地先から66番地先まで	新	23.0~5.7	202.0
	旧	10.0~4.4	202.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
- (2) 期間 平成22年11月30日から平成23年1月7日まで